

青森市子ども・子育て支援事業計画における
「確保方策」について

平成26年10月29日

1号認定

1 量の見込みと確保方策(幼稚園、認定こども園)

(単位:人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み	1号認定 (a)	1,497	1,455	1,435	1,428	1,428
		2号認定(幼児教育の希望が強い) (a')	806	783	772	767	768
	②確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園) (確認を受けない幼稚園を含む。)	2,303	2,238	2,207	2,195	2,196
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)	1号認定利用定員 (b)	3,362	3,378	3,378	3,378	3,378
	(b)-((a)+(a'))	1,059	1,140	1,171	1,183	1,182	
東部	①量の見込み	1号認定 (a)	376	365	360	359	359
		2号認定(幼児教育の希望が強い) (a')	275	268	264	263	263
	②確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園) (確認を受けない幼稚園を含む。)	651	633	624	622	622
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)	1号認定利用定員 (b)	953	918	918	918	918
	(b)-((a)+(a'))	302	285	294	296	296	
南部・中部	①量の見込み	1号認定 (a)	777	757	746	742	742
		2号認定(幼児教育の希望が強い) (a')	224	217	214	213	213
	②確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園) (確認を受けない幼稚園を含む。)	1,001	974	960	955	955
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)	1号認定利用定員 (b)	1,265	1,281	1,281	1,281	1,281
	(b)-((a)+(a'))	264	307	321	326	326	

西部・北部	①量の見込み	1号認定 (a)	333	323	319	317	317
		2号認定(幼児教育の希望が強い) (a')	275	267	263	261	262
	②確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園) (確認を受けない幼稚園を含む。)	608	590	582	578	579
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)	1号認定利用定員 (b)	959	972	972	972	972
(b) - ((a)+(a'))		351	382	390	394	393	

浪岡	①量の見込み	1号認定 (a)	11	10	10	10	10
		2号認定(幼児教育の希望が強い) (a')	32	31	31	30	30
	②確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園) (確認を受けない幼稚園を含む。)	43	41	41	40	40
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)	1号認定利用定員 (b)	185	207	207	207	207
(b) - ((a)+(a'))		142	166	166	167	167	

※ 1号認定利用定員は、市が8月に実施した新制度への移行に関する意向調査により把握した数である。

2 確保方策の考え方

1号認定は、全ての地区において、既存施設の意向を踏まえた利用定員が量の見込みを上回っていることから、量の見込みに対応した提供体制が確保できるものとする。

2号認定

1 量の見込みと確保方策(保育所、認定こども園)

(単位:人)

			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み	幼児教育の希望が強い	806	783	772	767	768	
		上記以外 (a)	3,916	3,810	3,751	3,740	3,743	
	②確保方策	幼児教育の希望が強い	1号認定の確保方策として記載					
		特定教育・保育施設	3,781	3,841	3,751	3,740	3,743	
	②-①			▲135	31	0	0	0
	(参考)	2号認定利用定員 (b)		3,781	3,841	3,841	3,841	3,841
(b) - (a)			▲135	31	90	101	98	
東部	①量の見込み	幼児教育の希望が強い	275	268	264	263	263	
		上記以外 (a)	787	765	751	751	751	
	②確保方策	幼児教育の希望が強い	1号認定の確保方策として記載					
		特定教育・保育施設	718	755	751	751	751	
	②-①			▲69	▲10	0	0	0
	(参考)	2号認定利用定員 (b)		718	755	755	755	755
(b) - (a)			▲69	▲10	4	4	4	
南部・中部	①量の見込み	幼児教育の希望が強い	224	217	214	213	213	
		上記以外 (a)	1,618	1,575	1,552	1,547	1,548	
	②確保方策	幼児教育の希望が強い	1号認定の確保方策として記載					
		特定教育・保育施設	1,490	1,513	1,552	1,547	1,548	
	②-①			▲128	▲62	0	0	0
	(参考)	2号認定利用定員 (b)		1,490	1,513	1,513	1,513	1,513
(b) - (a)			▲128	▲62	▲39	▲34	▲35	

西部・北部	①量の見込み	幼児教育の希望が強い	275	267	263	261	262
		上記以外 (a)	1,167	1,138	1,120	1,115	1,117
	②確保方策	幼児教育の希望が強い	1号認定の確保方策として記載				
		特定教育・保育施設	1,221	1,225	1,120	1,115	1,117
	②-①		54	87	0	0	0
(参考)	2号認定利用定員 (b)	1,221	1,225	1,225	1,225	1,225	
	(b) - (a)	54	87	105	110	108	

浪岡	①量の見込み	幼児教育の希望が強い	32	31	31	30	30
		上記以外 (a)	344	332	328	327	327
	②確保方策	幼児教育の希望が強い	1号認定の確保方策として記載				
		特定教育・保育施設	352	348	328	327	327
	②-①		8	16	0	0	0
(参考)	2号認定利用定員 (b)	352	348	348	348	348	
	(b) - (a)	8	16	20	21	21	

※ 2号認定利用定員は、市が8月に実施した新制度への移行に関する意向調査により把握した数である。

2 確保方策の考え方

2号認定は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、西部・北部地区及び浪岡地区で量の見込みを上回っているのに対し、東部地区及び南部・中部地区では、量の見込みを下回っている状況となっている。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされている。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

3号認定(0歳児)

1 量の見込みと確保方策(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等)

(単位:人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み (a)	1,012	993	979	962	940	
	②確保方策	特定教育・保育施設	739	793	971	954	932
		特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
	②-①	▲265	▲192	0	0	0	
	(参考)	3号認定(0歳児)利用定員 (b)	747	801	801	801	801
(b)-(a)		▲265	▲192	▲178	▲161	▲139	
東部	①量の見込み (a)	213	209	206	202	198	
	②確保方策	特定教育・保育施設	154	160	203	199	195
		特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
	②-①	▲56	▲46	0	0	0	
	(参考)	3号認定(0歳児)利用定員 (b)	157	163	163	163	163
(b)-(a)		▲56	▲46	▲43	▲39	▲35	
南部・中部	①量の見込み (a)	436	428	422	414	405	
	②確保方策	特定教育・保育施設	314	350	420	412	403
		特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
	②-①	▲120	▲76	0	0	0	
	(参考)	3号認定(0歳児)利用定員 (b)	316	352	352	352	352
(b)-(a)		▲120	▲76	▲70	▲62	▲53	

西部・北部	①量の見込み (a)		286	281	277	272	265
	②確保方策	特定教育・保育施設	211	222	274	269	262
		特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
	②－①		▲72	▲56	0	0	0
	(参考)	3号認定(0歳児)利用定員 (b)	214	225	225	225	225
(b)－(a)		▲72	▲56	▲52	▲47	▲40	

浪岡	①量の見込み (a)		77	75	74	74	72
	②確保方策	特定教育・保育施設	60	61	74	74	72
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①		▲17	▲14	0	0	0
	(参考)	3号認定(0歳児)利用定員 (b)	60	61	61	61	61
(b)－(a)		▲17	▲14	▲13	▲13	▲11	

※ 3号認定(0歳児)利用定員は、市が8月に実施した新制度への移行に関する意向調査により把握した数である。

2 確保方策の考え方

3号認定(0歳児)は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、全ての地区で量の見込みを下回っている状況となっている。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされている。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・ 認可外保育施設に対する新制度への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

3号認定(1・2歳児)

1 量の見込みと確保方策(保育所、認定こども園、家庭的保育事業等)

(単位:人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み (a)	2,485	2,510	2,463	2,425	2,385	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,106	2,137	2,432	2,394	2,354
		特定地域型保育事業	31	31	31	31	31
	②-①	▲348	▲342	0	0	0	
	(参考)	3号認定(1・2歳児)利用定員 (b)	2,137	2,168	2,168	2,168	2,168
(b) - (a)		▲348	▲342	▲295	▲257	▲217	
東部	①量の見込み (a)	469	474	465	457	450	
	②確保方策	特定教育・保育施設	399	412	449	441	434
		特定地域型保育事業	16	16	16	16	16
	②-①	▲54	▲46	0	0	0	
	(参考)	3号認定(1・2歳児)利用定員 (b)	415	428	428	428	428
(b) - (a)		▲54	▲46	▲37	▲29	▲22	
南部・中部	①量の見込み (a)	1,200	1,211	1,190	1,169	1,149	
	②確保方策	特定教育・保育施設	878	898	1,187	1,166	1,146
		特定地域型保育事業	3	3	3	3	3
	②-①	▲319	▲310	0	0	0	
	(参考)	3号認定(1・2歳児)利用定員 (b)	881	901	901	901	901
(b) - (a)		▲319	▲310	▲289	▲268	▲248	

西部・北部	①量の見込み (a)		598	605	592	586	576
	②確保方策	特定教育・保育施設	646	653	580	574	564
		特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
	②－①		60	60	0	0	0
	(参考)	3号認定(1・2歳児)利用定員 (b)	658	665	665	665	665
(b)－(a)		60	60	73	79	89	

浪岡	①量の見込み (a)		218	220	216	213	210
	②確保方策	特定教育・保育施設	183	174	216	213	210
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	②－①		▲35	▲46	0	0	0
	(参考)	3号認定(1・2歳児)利用定員 (b)	183	174	174	174	174
(b)－(a)		▲35	▲46	▲42	▲39	▲36	

※ 3号認定(1・2歳児)利用定員は、市が8月に実施した移行に係る意向調査により把握した数である。

2 確保方策の考え方

3号認定(1・2歳児)は、既存施設の意向を踏まえた利用定員が、西部・北部地区で量の見込みを上回っているのに対して、東部地区、南部・中部地区及び浪岡地区では量の見込みを下回っている状況となっている。

子ども・子育て支援法に基づき国が定めた基本指針においては、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すこととされている。

そのため、計画期間の平成27年度及び平成28年度においては、実際の受入れ状況を見極めつつ、

- ・ 保育所に対する利用定員の増
- ・ 認定こども園に対する利用定員の増
- ・ 幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・ 認可外保育施設に対する新制度への移行

による受入れを要請し、平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

時間外保育事業

1 量の見込みと確保方策

(単位:人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み (a)	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562	
	②確保方策	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562	
	②-①	0	0	0	0	0	
	(参考)	2号認定、3号認定利用定員 (b)	6,665	6,810	6,810	6,810	6,810
		(b) - (a)	3,975	4,156	4,200	4,227	4,248
東部	①量の見込み (a)	581	573	564	558	554	
	②確保方策	581	573	564	558	554	
	②-①	0	0	0	0	0	
	(参考)	2号認定、3号認定利用定員 (b)	1,290	1,346	1,346	1,346	1,346
		(b) - (a)	709	773	782	788	792
南部・中部	①量の見込み (a)	1,140	1,125	1,106	1,095	1,085	
	②確保方策	1,140	1,125	1,106	1,095	1,085	
	②-①	0	0	0	0	0	
	(参考)	2号認定、3号認定利用定員 (b)	2,687	2,766	2,766	2,766	2,766
		(b) - (a)	1,547	1,641	1,660	1,671	1,681

西部・北部	①量の見込み (a)	698	689	677	670	665
	②確保方策	698	689	677	670	665
	②-①	0	0	0	0	0
	(参考)	2号認定、3号認定利用定員 (b)	2,093	2,115	2,115	2,115
	(b) - (a)	1,395	1,426	1,438	1,445	1,450

浪岡	①量の見込み (a)	271	267	263	260	258
	②確保方策	271	267	263	260	258
	②-①	0	0	0	0	0
	(参考)	2号認定、3号認定利用定員 (b)	595	583	583	583
	(b) - (a)	324	316	320	323	325

※ 2号認定、3号認定利用定員は、市が8月に実施した新制度への移行に関する意向調査により把握した数である。

2 確保方策の考え方

現在、延長保育事業は、本市の98%の保育所において実施している。

この事業は、自園の子どもを対象とする事業であり、量の見込みが2号認定及び3号認定の利用定員の範囲内であることから、引き続き取り組んでいただくこと等で量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。

(参考) 延長保育事業実施保育所(H26年度)

東部地区 17箇所、南部・中部地区 31箇所、西部・北部地区 27箇所、浪岡地区 10箇所、 合計85箇所

放課後児童健全育成事業

1 量の見込みと確保方策

(単位:人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み	低学年	2,196	2,143	2,092	2,052	1,994
		高学年	799	782	770	758	740
	②確保方策	低学年	2,196	2,143	2,092	2,052	1,994
		高学年	618	617	770	758	740
	②-①	▲181	▲165	0	0	0	
東部	①量の見込み	低学年	565	551	538	528	513
		高学年	173	169	166	164	160
	②確保方策	低学年	565	551	538	528	513
		高学年	152	152	166	164	160
	②-①	▲21	▲17	0	0	0	
南部・中部	①量の見込み	低学年	816	796	777	762	741
		高学年	239	234	231	227	222
	②確保方策	低学年	816	796	777	762	741
		高学年	236	236	231	227	222
	②-①	▲3	2	0	0	0	
西部・北部	①量の見込み	低学年	692	675	659	647	628
		高学年	329	322	317	312	305
	②確保方策	低学年	692	675	659	647	628
		高学年	172	172	317	312	305
	②-①	▲157	▲150	0	0	0	

浪岡	①量の見込み	低学年	123	121	118	115	112
		高学年	58	57	56	55	53
	②確保方策	低学年	123	121	118	115	112
		高学年	58	57	56	55	53
	②-①		0	0	0	0	0

※ 高学年の確保方策は、現在の開設場所の受入可能数から低学年の利用者実績(登録児童数の8割程度)を引いた残りを高学年の受入可能数とする。

2 確保方策の考え方

小学校低学年については、これまで同様、全ての児童を受け入れていくこととする。また、新たに対象となる小学校高学年についても、希望者全員を受け入れることを基本とする。

確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討する。

なお、既に開設している放課後児童会で、1人あたりの面積1.65㎡を確保できない場所については、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、3年後(平成29年度)の解消を目途に改善を図っていく。

(参考)放課後児童会実績(平成26年5月1日現在の登録児童数)

	全体	東部	南部・中部	西部・北部	浪岡
低学年利用	1,935	468	728	523	216
高学年利用	120	—	—	—	120

子育て短期支援事業(ショートステイ)

1 量の見込み

(単位:人日)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	393	385	377	371	362

2 確保方策の考え方

ショートステイ事業の量の見込みを365日で除した場合、1日の利用者数は「約1人」となっており、ショートステイの事業化の必要性はないものと考えられる。
なお、本事業の量の見込みは、ファミリー・サポート・センター事業により確保することが可能であると考えられる。

(参考)

- 本市のファミリー・サポート・センター事業(宿泊を伴う預かり)の実績
H24年度 延べ人数 14人(実人員 2人)、H25年度 延べ人数 23人(実人員 2人)
- 八戸市、弘前市のショートステイ、ファミサポの実施状況
八戸市:ショートステイは児童養護施設へ委託し、実施している。(H25年度実績 18人日) ファミサポは実施しているが、宿泊を伴う預かりは行っていない。
弘前市:ショートステイは実施していない。ファミサポ(類似の事業(さんかくネット))は実施しているが、宿泊を伴う預かりは行っていない。

地域子育て支援拠点事業

1 量の見込みと確保方策

(単位:人回/月)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
全体	①量の見込み	6,831	6,837	6,722	6,603	6,485
	②確保方策	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
東部	①量の見込み	2,381	2,384	2,344	2,302	2,261
	②確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
南部・中部	①量の見込み	3,366	3,368	3,311	3,253	3,195
	②確保方策	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
西部・北部	①量の見込み	1,042	1,043	1,025	1,007	989
	②確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
浪岡	①量の見込み	42	42	42	41	40
	②確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

2 確保方策の考え方

青森市地域子育て支援拠点事業実施要綱では、部屋の確保について、「概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。」と規定している。午前、午後、それぞれ10組20名で計40名が月25日利用すると、1箇所で1月の利用者数が概ね1,000名となる。このことから、量の見込みに対応した実施箇所数を考えると、東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区1箇所、浪岡地区1箇所となる。

また、各地区には、保育所、幼稚園（認定こども園を含む。）が、東部地区には26箇所、南部・中部地区には46箇所、西部・北部地区には35箇所、浪岡地区には11箇所あり、各地区の拠点となる施設は、事業を実施するに当たり、それぞれの地区にある施設の連絡・調整等を行う役割も求められる。このことから、浪岡地区を除く3地区には少なくとも2箇所の拠点があることが望ましいと考える。

したがって、確保方策としては、東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所とし、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととする。

(参考)地域子育て支援拠点事業実績(平成25年度延べ利用者数)

	全体	東部	南部・中部	西部・北部	浪岡
地域子育て支援拠点事業	5,771人回	723人回	4,061人回	811人回	176人回

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり[預かり保育])

1 量の見込みと確保方策

(単位:人日)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み	1号認定	6,735	6,555	6,453	6,431	6,435
		2号認定	109,450	106,390	105,156	104,129	104,441
	②確保方策		116,185	112,945	111,609	110,560	110,876
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)受入可能数		261,492	261,492	261,492	261,492	261,492
東部	①量の見込み	1号認定	1,105	1,077	1,060	1,057	1,057
		2号認定	53,795	52,481	51,656	51,472	51,472
	②確保方策		54,900	53,558	52,716	52,529	52,529
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)受入可能数		63,392	63,392	63,392	63,392	63,392
南部・中部	①量の見込み	1号認定	1,961	1,908	1,879	1,871	1,873
		2号認定	26,263	25,443	25,321	24,946	24,946
	②確保方策		28,224	27,351	27,200	26,817	26,819
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)受入可能数		95,088	95,088	95,088	95,088	95,088
西部・北部	①量の見込み	1号認定	3,669	3,570	3,514	3,503	3,505
		2号認定	28,300	27,374	27,087	26,671	26,983
	②確保方策		31,969	30,944	30,601	30,174	30,488
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)受入可能数		87,164	87,164	87,164	87,164	87,164

浪岡	①量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
		2号認定	1,092	1,092	1,092	1,040	1,040
	②確保方策		1,092	1,092	1,092	1,040	1,040
	②-①		0	0	0	0	0
	(参考)受入可能数		15,848	15,848	15,848	15,848	15,848

※1 受入可能数は、地区内にある施設数×1箇所当たりの利用者数（3,962人日/年）

※2 1箇所当たりの利用者数（3,962人日/年）は、平成25年度に幼稚園の預かり保育を利用した延べ人数を幼稚園数で除した数である。

※3 施設数は、地区内にある幼稚園、認定こども園の数（市が8月に実施した意向調査結果による）である。

※4 各地区の施設数（東部地区：16箇所、南部・中部地区：25箇所、西部・北部地区：21箇所、浪岡地区：4箇所）

2 確保方策の考え方

現在、幼稚園の預かり保育は、本市にある全ての幼稚園において行われており、平成25年度の幼稚園における預かり保育の1箇所当たりの平均利用者数は3,962人日/年となっている。

各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととする。

一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

1 量の見込みと確保方策

(単位:人日)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み	21,307	21,054	20,708	20,475	20,280	
	②確保方策	一時預かり事業	20,295	20,042	19,696	19,463	19,268
		子育て援助活動支援事業	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		33,669	33,669	33,669	33,669	33,669	

東部	①量の見込み	7,207	7,115	6,999	6,923	6,862	
	②確保方策	一時預かり事業	7,207	7,115	6,999	6,923	6,862
		子育て援助活動支援事業					
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		6,579	6,579	6,579	6,579	6,579	

南部・中部	①量の見込み	5,263	5,205	5,119	5,060	5,009	
	②確保方策	一時預かり事業	5,263	5,205	5,119	5,060	5,009
		子育て援助活動支援事業					
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		12,384	12,384	12,384	12,384	12,384	

西部・北部	①量の見込み	8,458	8,361	8,222	8,128	8,048	
	②確保方策	一時預かり事業	8,458	8,361	8,222	8,128	8,048
		子育て援助活動支援事業					
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数	10,836	10,836	10,836	10,836	10,836		

浪岡	①量の見込み	379	373	368	364	361	
	②確保方策	一時預かり事業	379	373	368	364	361
		子育て援助活動支援事業					
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	—	—	—	—	—
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数	3,870	3,870	3,870	3,870	3,870		

※1 受入可能数は、地区内にある保育所×1箇所当たりの利用者数(387人日/年)

※2 1箇所当たりの利用者数(387人日/年)は、平成23年度から平成25年度までの過去3年間の保育所の一時預かりを利用した平均人数を一時預かり事業を実施した保育所数で除した数である。

※3 施設数は、地区内にある保育所の数(東部地区:17箇所、南部・中部地区:32箇所、西部・北部地区:28箇所、浪岡地区:10箇所)である。

2 確保方策の考え方

現在、本市の保育所で行われている一時預かり事業の平均利用者数は1箇所当たり387人日/年である。

全体としてみれば、全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととする。

また、ファミリー・サポート・センター事業の平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は1,012人であり、この事業によっても量の見込みの一部を確保できる。(実績: H23年度は1,000人、H24年度は1,060人、H25年度は977人)

したがって、この2つの事業により、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととする。

病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

1 量の見込みと確保方策

(単位:人日)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
全体	①量の見込み	2,131	2,088	2,049	2,019	1,977	
	②確保方策	病児保育	1,931	1,888	1,849	1,819	1,777
		子育て援助活動支援事業(病児)	200	200	200	200	200
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		4,688	4,688	3,516	3,516	3,516	
東部	①量の見込み	619	607	596	587	576	
	②確保方策	病児保育	619	607	596	587	576
		子育て援助活動支援事業(病児)					
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		879	879	879	879	879	
南部・中部	①量の見込み	713	699	685	675	661	
	②確保方策	病児保育	713	699	685	675	661
		子育て援助活動支援事業(病児)					
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		1,465	1,465	879	879	879	
西部・北部	①量の見込み	683	669	657	648	634	
	②確保方策	病児保育	683	669	657	648	634
		子育て援助活動支援事業(病児)					
	②-①	0	0	0	0	0	
(参考)受入可能数		1,465	1,465	879	879	879	

浪 岡	①量の見込み		116	113	111	109	106
	②確保方策	病児保育	116	113	111	109	106
		子育て援助活動支援事業(病児)					
	②-①		0	0	0	0	0
(参考)受入可能数		879	879	879	879	879	

※ 受入可能数の879人日は、年間開所日数を293日、1日当たりの定員を3名とした場合のものであり、受入可能数1,465人日は、年間開所日数を293日、1日当たりの定員を10名(現在の病児一時保育所の定員)とした場合のものを南部・中部地区及び西部・北部地区の地区数である2で除したものである。

2 確保方策の考え方

南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所(定員10名)で、南部・中部地区及び西部・北部地区の量の見込みに対応するとともに、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区に病児保育所(定員3名)を設置し、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとする。

南部・中部地区及び西部・北部地区については、平成29年度を目途に病児保育所(定員3名)をそれぞれ確保することとする。

また、ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]の平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は200人であり、この事業においても量の見込みの一部を確保できる。

したがって、この2つの事業により各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととする。

※病児保育を自主事業として実施している保育所

蛸貝保育園、中央保育園、おおぼし保育園、青い鳥保育園、瑞穂保育園

利用者支援事業

1 量の見込みと確保方策

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

2 確保方策の考え方

子ども・子育て支援新制度では、保護者の選択に基づき多様な施設等により提供体制を確保することが目的の1つであることから、保護者が自分にふさわしい施設等を選択できるようにこの事業を実施する。

本市では、これまで、子ども支援センターに保育士を配置し、子どもの発達、子育てに関する不安等に対して相談・指導を行ってきたが、これに教育・保育及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援」等を行うことで、子ども支援センターがより総合的な子育て支援を行うことが可能になる。

したがって、子ども支援センターでの実施を念頭に、この事業を実施することとする。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[就学児のみ])

1 量の見込みと確保方策

(単位:人日)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	405	405	405	405	405
②確保方策	405	405	405	405	405

2 確保方策の考え方

平成23年度から25年度までの3年間の平均利用者数は427人であるから、これを引き続き実施することにより量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。

なお、本事業は、利用会員とサポート会員との連絡・調整を行う事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

(参考) ファミリー・サポート・センター事業(就学児)実績

H23年度	H24年度	H25年度	平均
485人日	390人日	405人日	427人日

妊婦に対する健康診査を実施する事業

1 量の見込みと確保方策

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2,015人 (健診回数 23,938回)	1,976人 (健診回数 23,475回)	1,953人 (健診回数 23,202回)	1,912人 (健診回数 22,715回)	1,870人 (健診回数 22,216回)
②確保方策	実施場所: 妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制: 県医師会との契約(公立病院は直接契約) 検査項目: 基本健診、各種検査等 実施時期: 受診票交付の日から出産の日まで	実施場所: 妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制: 県医師会との契約(公立病院は直接契約) 検査項目: 基本健診、各種検査等 実施時期: 受診票交付の日から出産の日まで	実施場所: 妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制: 県医師会との契約(公立病院は直接契約) 検査項目: 基本健診、各種検査等 実施時期: 受診票交付の日から出産の日まで	実施場所: 妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制: 県医師会との契約(公立病院は直接契約) 検査項目: 基本健診、各種検査等 実施時期: 受診票交付の日から出産の日まで	実施場所: 妊婦健診を行っている医療機関等 実施体制: 県医師会との契約(公立病院は直接契約) 検査項目: 基本健診、各種検査等 実施時期: 受診票交付の日から出産の日まで

(参考) 妊婦健診契約医療機関等 38箇所(平成25年度)

2 確保方策の考え方

妊婦健診の平成23年度から25年度までの3年間の平均が、受診者数2,066人、健診回数24,877回であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。
 なお、本事業は、広域利用が想定される事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

(参考) 妊婦健康診査実績

H23年度	H24年度	H25年度	平均
2,112人 (健診回数 25,450回)	1,994人 (健診回数 24,258回)	2,092人 (健診回数 24,922回)	2,066人 (健診回数 24,877回)

乳児家庭全戸訪問事業

1 量の見込みと確保方策

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	1,475人	1,447人	1,430人	1,399人	1,369人
②確保方策	実施体制: 保健師 20人 委託訪問指導員 13人 実施機関:青森市保健所	実施体制: 保健師 20人 委託訪問指導員 13人 実施機関:青森市保健所	実施体制: 保健師 20人 委託訪問指導員 13人 実施機関:青森市保健所	実施体制: 保健師 20人 委託訪問指導員 13人 実施機関:青森市保健所	実施体制: 保健師 20人 委託訪問指導員 13人 実施機関:青森市保健所

2 確保方策の考え方

平成23年度から25年度までの3年間の平均訪問人数は、1,642人であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。
なお、本事業は、乳児のいる家庭を訪問する事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

(参考) 乳児家庭全戸訪問事業実績

H23年度	H24年度	H25年度	平均
1,616人	1,705人	1,604人	1,642人

養育支援訪問事業

1 量の見込みと確保方策

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	485人	485人	485人	485人	485人
②確保方策	実施体制： 保育士 8人 児童虐待相談員 1人 保健師 1人 実施機関：青森市子ども支援センター	実施体制： 保育士 8人 児童虐待相談員 1人 保健師 1人 実施機関：青森市子ども支援センター	実施体制： 保育士 8人 児童虐待相談員 1人 保健師 1人 実施機関：青森市子ども支援センター	実施体制： 保育士 8人 児童虐待相談員 1人 保健師 1人 実施機関：青森市子ども支援センター	実施体制： 保育士 8人 児童虐待相談員 1人 保健師 1人 実施機関：青森市子ども支援センター

2 確保方策の考え方

量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものとする。

なお、本事業は、養育支援が必要な家庭等を訪問する事業であるため、教育・保育提供区域は4区によらないこととする。

(参考) 養育支援訪問事業実績

H23年度	H24年度	H25年度	平均
444人	525人	486人	485人